

# 令和2年度 町税等納期一覧

税目等 納期月	町県民税 (普通徴収)	国民健康保険税	固定資産税	軽自動車税 (種別割)	保育料 各種使用料(※)	介護保険料 後期高齢者医療保険料
令和2年4月	—	—	1期 (4月30日)	—	4月分 (4月30日)	—
5月	—	—	—	全期 (6月1日)	5月分 (6月1日)	—
6月	1期 (6月30日)	—	—	—	6月分 (6月30日)	—
7月	—	1期 (7月31日)	—	—	7月分 (7月31日)	1期 (7月31日)
8月	2期 (8月31日)	2期 (8月31日)	2期 (8月31日)	—	8月分 (8月31日)	2期 (8月31日)
9月	—	3期 (9月30日)	—	—	9月分 (9月30日)	3期 (9月30日)
10月	3期 (11月2日)	4期 (11月2日)	—	—	10月分 (11月2日)	4期 (11月2日)
11月	—	5期 (11月30日)	—	—	11月分 (11月30日)	5期 (11月30日)
12月	—	6期 (12月25日)	3期 (12月25日)	—	12月分 (12月25日)	6期 (12月25日)
令和3年1月	4期 (2月1日)	7期 (2月1日)	—	—	1月分 (2月1日)	7期 (2月1日)
2月	—	8期 (3月1日)	4期 (3月1日)	—	2月分 (3月1日)	8期 (3月1日)
3月	随1 (3月31日)	随1 (3月31日)	—	—	3月分 (3月31日)	随1 (3月31日)

※ 各種使用料・・・水道料(簡易水道・下水道料)、住宅料、教職員住宅料、奨学金、育英資金、光ケーブル共聴使用料(12月のみ)

( )内は納付期限日です。

また、口座振替は毎月26日(この日が土日祝の場合は翌営業日)が振替日となります。

なお、26日に口座振替できなかつた方については、翌月中旬に再度口座振替させていただきます。

再振替日については、各担当課にお問い合わせください。

(口座振替できなかつた場合のお知らせは致しませんのでご了承ください。)

注) 町県民税のうち、給与特別徴収においては毎月(6月から翌年5月まで)、年金特別徴収においては偶数月に納税となります。

## 納税は便利な口座振替で!

仕事や家事でお忙しい皆様へ、便利な口座振替をお勧めします。  
 手続きは簡単! → 役場の各担当課又は金融機関、郵便局で口座振替依頼書に記入・押印するだけ  
 ★持っていくもの: 通帳・通帳使用印・納付書

★納付書に記載されている納付期限を過ぎても、コンビニエンスストアで納付することができます★